

# 食品リサイクル法の概要について

0

## 食品リサイクル法の仕組み

(平成12年6月公布、平成13年5月施行；平成19年改正)

### 食品リサイクル法の趣旨

食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において発生している食品廃棄物について、

- ①発生抑制と減量化により最終処分量の減少を図るとともに、
  - ②資源として飼料や肥料等に再生利用又は熱回収するため、
- 食品関連事業者による再生利用等の取組を促進する。

### ○関係者の責務

- 食品関連事業者（製造、流通、外食等） …… 発生抑制、減量、再生利用等
- 消費者等 …… 発生抑制、再生利用製品の使用
- 国・地方公共団体 …… 再生利用の促進、施策実施

1

1

## 食品リサイクル法のポイント

- 食品関連事業者が再生利用等を行う際の基準の設定(省令)
- 業種別の食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用等の実施率の目標の設定
- 再生利用等の実施率については、個々の事業者ごとにも目標を設定
- 食品廃棄物等を多量に発生する事業者(年間100トン以上)に対する定期報告の義務付け(年1回)
- 再生利用事業を促進する制度
  - 再生利用事業者の登録制度
  - 再生利用事業計画(リサイクルループ)の認定制度
- 食品関連事業者による取組が「著しく不十分」な場合の勧告・公表・命令・罰金

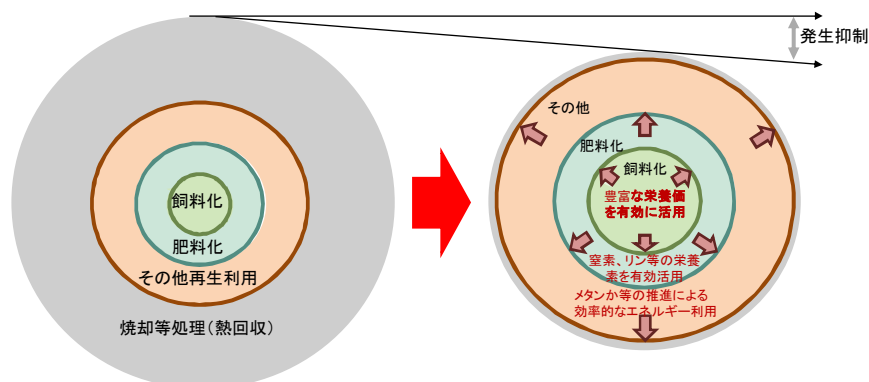
2

2

## 再生利用等の手法の「優先順位」

発生抑制>再生利用(飼料化)>再生利用(肥料化)>再生利用(その他)>熱回収>減量

- 飼料化と肥料化(メタン化の際に発生する消化液を肥料利用する場合を含む。)については、食品循環資源が有する豊富な栄養価をより有効に活用できる飼料化を優先。
- 飼料化・肥料化が困難なものについては、その他の再生利用(メタン化によるエネルギー利用等)を推進する。
- 再生利用が困難なものについては、熱回収を行う。

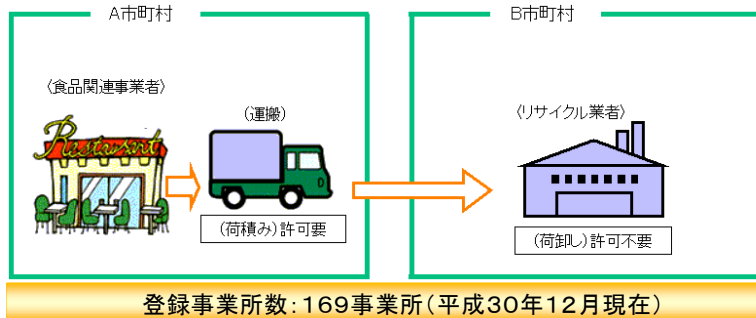


3

3

## 登録再生利用事業者制度の概要

- 食品循環資源の再生利用の委託先となるリサイクル業者の育成を図る制度
- 廃棄物処理法の特例
  - ・ 荷卸しに係る一般廃棄物の運搬業の許可不要
  - ・ 一般廃棄物処分手数料の上限規制の撤廃
- 肥料取締法・飼料安全法の特例
  - ・ 都道府県知事又は農林水産大臣への届出不要

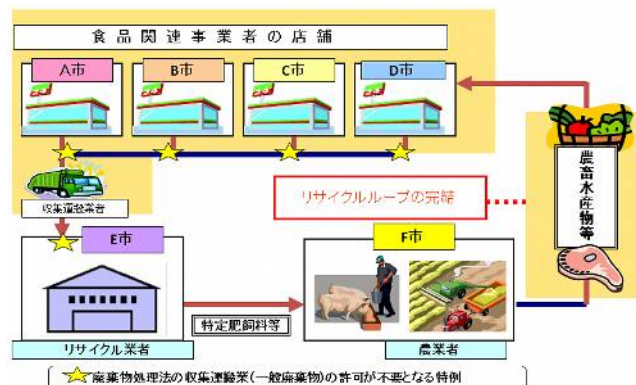


4

4

## 再生利用事業計画(食品リサイクルループ)認定制度の概要

- 川下(小売・外食事業者)については広域での食品循環資源の収集運搬が困難(原則は、収集先の市町村ごとに許可が必要)。  
→ 小売・外食事業者等が排出した資源に由来するリサイクル肥飼料を用いて生産された農畜産物を利用・販売する計画が主務大臣の認定を受けた場合には、計画内の食品循環資源の収集運搬について、一般廃棄物に係る廃棄物処理法上の許可を不要とする。
- 平成30年12月現在、全国で49件が認定済み。



5

5

## 再生利用事業計画認定制度のメリット

### 食品関連事業者にとってのメリット

- 食品循環資源の利用を環境対策としてアピール
- ループで得られた食品をブランド化

### 再生利用者にとってのメリット

- 肥飼料の安定的な販売先の確保
- 肥料取締法・飼料安全法の特例（製造、販売等の届出不要）
- 廃棄物処理法の特例
  - ・ 一般廃棄物に該当する食品廃棄物の収集運搬業の許可が不要
  - ・ 一般廃棄物の収集運搬及び処分の料金は市区町村が定めた処理料金の額を超えても良い

### 農林漁業者にとってのメリット

- 農畜水産物の安定した販売先の確保

6

6

## リサイクルループの事例（飼料化）

### 山崎製パン、エコフィールド、ホクリヨウなどの取組

山崎製パン札幌工場から排出される食品循環資源を飼料の原材料として利用し、製造した飼料を利用して生産した鶏卵を社員食堂の食材として利用しています。



7

7

# 食品リサイクル法施行状況を 踏まえた基本方針等の改正について

8

8

## 背景

- 前回の食品リサイクル制度の点検報告書「今後の食品リサイクル制度のあり方について」(平成26年10月)において、平成31年度以降の施行状況の点検が求められている。
- 第四次循環基本計画(昨年6月閣議決定)において、家庭系食品ロスの削減目標(2030年までに半減)が定められるとともに、事業系食品ロスの削減目標を食品リサイクル法の基本方針の中で設定する旨記載。
- これを受けて、昨年10月より中央環境審議会 循環型社会部会 食品リサイクル専門員会 及び食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 食品リサイクル小委員会の合同会合において、1年前倒しで食品リサイクル制度のついて議論。
- 今般、合同会合において「今後の食品リサイクル制度のあり方について」(報告書)がとりまとめられたことから、その内容を基に基本方針及び関係省令の改定について中央環境審議会に諮問し、その答申を基に基本方針等を改定。

9

9

## 「今後の食品リサイクル制度のあり方について」(報告書) のポイント(現状と課題)

### ○ 発生抑制

- 第四次循環計画に基づいた事業系食品ロスの削減目標について要検討。
- 発生抑制については、9割の事業者が目標値を達成。2020年度以降の発生抑制目標値について要検討。

### ○ 再生利用

- 再生利用については、国全体としては取組が進められているものの、外食産業での取組が不十分(製造業95%、卸売業65%、小売業49%、外食産業23%)  
(主な原因)
  - 食品関連事業者の取組意欲の不足、食品関連事業者に対する指導不足
  - 再生利用事業者の偏在
  - 市町村と再生利用事業者の処理価格の差
  - 市町村の廃棄物処理計画における位置づけ不足
- 2020年度以降の再生利用等の目標値について要検討。
- 冷凍カツの不正転売事案を受けて取りまとめた再発防止策の更なる徹底が必要。

10

10

## 「今後の食品リサイクル制度のあり方について」(報告書) のポイント(対策の方向性)

### 食品関連事業者(排出事業者)

#### ○ 発生抑制

- 2020年度以降の**発生抑制の目標の設定**及びSDGsを踏まえた**食品ロス削減目標**を策定。

#### ○ 再生利用

- 2020年度以降の**再生利用の目標の設定**(外食産業を除く)。**外食産業については、目標を据え置きつつ再生利用を促進。**

#### ○ 発生抑制・再生利用に共通

- **食品関連事業者による取組状況の公表の促進。**
- 取組が特に不十分な排出事業者に対する**国による積極的な指導。**

### 再生利用事業者

- **不適正処理対策の徹底**(冷凍カツの不正転売事案の再発防止の徹底)

### 市町村

- 食品廃棄物の発生抑制や再生利用について**一般廃棄物処理計画への位置づけ促進。**
- 事業系一般廃棄物の処理の有料化等による**経済的ディスインセンティブの解消の促進。**
- 多量に一般廃棄物を排出する事業者に対する**指導の徹底の促進。**

11

11

# ○食品リサイクル法に基づく基本方針(案)の変更概要について

## 今後の食品リサイクル制度のあり方について(報告書)

### 現状と課題

- 発生抑制
  - ・2020年度以降の発生抑制目標を要件等(9割の事業者が現行の目標値を達成)
  - ・事業系食品ロスの削減目標について要検討。
- 再生利用
  - ・2020年度以降の再生利用等の目標値を要検討。
  - ・外食産業において更なる取組促進が必要
  - ・適正処理の徹底が必要。

### 具体的取組

#### 【食品関係事業者】

- 発生抑制
  - ・2020年度以降の発生抑制の目標の設定
  - ・SDGsを踏まえた食品ロス削減目標を策定。
- 再生利用
  - ・2020年度以降の再生利用の目標の設定(外食産業を除く)
  - ・外食産業については、更なる再生利用を促進。
- 共通
  - ・事業者毎の再生利用及び発生抑制等の目標の達成状況について公表の強化。
  - ・取組が特に不十分な排出事業者に対する積極的な指導。

#### 【再生利用事業者】

- ・不適正処理対策の徹底(冷凍カズの不正転売事案の再発防止の徹底)

#### 【市町村】

- ・一般廃棄物処理計画への食品廃棄物の発生抑制や再生利用の位置づけの促進。
- ・事業系一般廃棄物の処理の有料化等による経済的ディスインセンティブの解消の促進。
- ・多量に一般廃棄物を排出する事業者に対する指導の徹底の促進。

## 基本方針(案)

### 1. 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向

- ・「基本理念」において**食品ロスを明記**し、食品関連事業者及び消費者の食品ロス削減に係る役割を記載
- ・適正処理の推進のため、**食品関連事業者の排出事業者責任の徹底、国による継続的な周知徹底**の必要性を明記。

### 2. 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標

- ・発生抑制に係る目標を別途告示で設定。
- ・食品ロスについては、SDGsも踏まえ、**2030年度を目標年次として、サプライチェーン全体で2000年度の半減とする目標を新たに設定。**
- ・再生利用等実施率目標を設定。食品製造業95%(前回同)、食品卸売業75%(前回+5%)、食品小売業60%(前回+5%)、外食産業50%(前回同)(平成36年度までに)

### 3. 食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項

#### 【食品関連事業者への指導等】

- ・国による**食品関連事業者への積極的な指導・助言**、市町村による多量排出事業者への**減量化指導の徹底**。
- ・食品関連事業者の意識の向上とその取組の促進を図るため、定期報告データの**公表の運用の見直し**。
- ・**排出事業者責任に係る指導の徹底**。

#### 【登録再生利用事業者の育成等】

- ・登録再生利用事業者の中で**優良な取組を自主的に認定する制度**の活用。

#### 【再生利用の環境整備】

- ・地域循環共生圏の実現に向けた**廃棄物系バイオマス利活用のための施設整備**の促進及び**広域的なリサイクルループ**の形成の促進。
- ・市町村による**事業系一廃処理に係る減価相当の料金徴収**の推進。